

憲法に違反する「戦争法」(安全保障関連法)の可決・成立に

満身の怒りをこめて抗議します

本 19 日未明、参議院本会議は「戦争法案」(安全保障関連法案)の採決を強行し、自民党、公明党などの賛成多数で可決・成立させました。

侵略戦争の痛苦の体験と反省のもとに国民が手にした平和憲法を破壊し、日本を「戦争する国」に変える「戦争法案」に対しては、多くの憲法学者、元法制局長官、そして最高裁長官をはじめとする元最高裁判官らが「憲法違反」と断じてきました。そして、国民の間には国会での審議が進むにつれて危機感が広がり、各種世論調査では、多くの国民が反対の意思を示し、「今国会での成立に反対」とする国民は 7 割にのぼっています。国会前での連日の反対集会には親子連れや学生から高齢者までこれまでになく幅広い層からなる市民が参加するなど、この法案の成立を許さない反対運動は国民の間に空前の広がりを見せてきました。

この明確な民意を圧殺しての法案の強行採決と可決・成立は、立憲主義と民主主義を根底から否定する暴挙です。日本中国友好協会は、国会の数の力にもものをいわせ、国会のルールをも無視して憲法違反の戦争法成立を強行した安倍内閣の独裁的な暴挙に、満身の怒りをこめて抗議します。

「戦争法」は可決・成立しましたが、闘いはけっして終わりません。民意とかけ離れた国会における暴挙は国民の脳裏に刻み込まれ、「戦争反対」、「憲法守れ」、「9 条壊すな」の声は、国民の間に燎原の火の如く広がっていくでしょう。憲法違反の「戦争法」成立の暴挙に加担した国会議員を糾弾する国民の声は、議員を選ぶ責任を自らに問いながら、主権者である国民一人一人が立憲主義、平和主義、民主主義を守るために強く声を上げ、行動する新たな時代の始まりを指し示しています。

安倍内閣が法案を強行成立させようとした 9 月 18 日は、84 年前に日本軍国主義が中国に対する侵略を開始した柳条湖事件(満州事変)の記念日にあたりました。法案の採決は翌 19 日未明にずれ込みましたが、この侵略戦争の象徴的な記念日に、戦後日本の平和国家としてのあり方を根本的に変え、「軍国主義の復活」という疑念を生じさせる法案を成立させようとしたところに、安倍政権の平和に逆行する危険な本質が表われています。日本中国友好協会は、侵略戦争を正当化する政治家たちが「戦争法」の成立に狂奔した事実を胸に刻みながら、政府が発動する戦争によって再び国民が「殺し殺される」時代を絶対に繰り返さないとの「不再戦平和」の決意を新たにし、侵略戦争の事実と教訓を語り伝えながら、平和憲法を守り活かし、世界の平和に貢献するために、幅広い国民とともに「戦争法」の廃止を求めて新たな闘いを始めることを宣言します。

2015 年 9 月 19 日

日本中国友好協会(会長 長尾光之)

〒101-0065

千代田区西神田 2-4-1 東方学会 3 階

TEL03-3234-4700 fax03-3234-4703

E-mail: nicchu@jcfa-net.gr.jp